

所得控除

種類	要件	所得控除額				所得税法上の所得控除額（参考）				備考				
基礎控除	すべての方	本人の合計所得金額		控除額		控除額								
		2,400 万円以下		430,000 円		480,000 円								
		2,400 万円超 2,450 万円以下		290,000 円		320,000 円								
		2450 万円超 2,500 万円以下		150,000 円		160,000 円								
		2,500 万円超		0 円		0 円								
雑損控除	前年中に本人又は本人と生計を一にする親族が所得する資産について災害等により損失を受けた方	①と②のいずれか多い金額												
		①（損失の金額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×10％）												
		②（災害関連支出金額－保険等により補てんされた額）－5 万円												
配偶者控除	本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、合計所得金額が 48 万円以下の生計を一にする配偶者を有する方		配偶者の年齢	扶養主の合計所得金額					配偶者の年齢	扶養主の合計所得金額				
				900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円超	900 万円以下			900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円超			
		控除額	70 歳未満	33 万円	22 万円	11 万円	対象外	控除額	70 歳未満	38 万円	26 万円	13 万円	対象外	
			70 歳以上	38 万円	26 万円	13 万円			70 歳以上	48 万円	32 万円	16 万円		
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の生計を一にする配偶者を有する方		配偶者の合計所得金額	扶養主の合計所得金額					配偶者の合計所得金額	扶養主の合計所得金額				
				900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円超	900 万円以下			900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円超			
		控除額	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	対象外	控除額	48 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	対象外	
			100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円			95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円		
			105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円			100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円		
			110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円			105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円		
			115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円			110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円		
			120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円			115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円		
			125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円			120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円		
			130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円			125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円		
		133 万円超	対象外				130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円				
								133 万円超	対象外					

種類	要件	所得控除額		所得税法上の所得控除額（参考）		備考
扶養控除	前年の合計所得金額が 48 万円以下の生計を一にする扶養親族を有する方	扶養親族の年齢	控除額	控除額		
		16 歳未満	0 円	0 円		
		16 歳以上 19 歳未満	330,000 円	380,000 円		
		19 歳以上 23 歳未満	450,000 円	630,000 円		
		23 歳以上 70 歳未満	330,000 円	380,000 円		
		70 歳以上 （うち同居親族の場合）	380,000 円 (450,000 円)	480,000 円 (580,000 円)		
生命保険料控除	前年中に①生命保険料契約等の保険料（一般分）②個人年金保険契約等の保険料（個人年金分）③介護医療保険契約等の保険料（介護医療分）を支払った方	要件①から③それぞれの保険料について下記の計算により算定した額				
		（１） H 24.1.1 以後に締結した契約（新契約）				
		支払保険料 A	控除額	支払保険料 A	控除額	
		～12000 円	全額	～20,000 円	全額	
		12,001～32,000 円	A × 1/2 + 6,000 円	20,001～40,000 円	A × 1/2 + 10,000 円	
		32,001～56,000 円	A × 1/4 + 14,000 円	40,000～80,000 円	A × 1/2 + 20,000 円	
		56,001 円～	28,000 円	80,000 円～	40,000 円	
		（２） H 23.12.31 以前に締結した契約（旧契約）				
		支払保険料 B	控除額	支払保険料 B	控除額	
		～15,000 円	全額	～25,000 円	全額	
		15,001～40,000 円	B × 1/2 + 7,500 円	25,001～50,000 円	B × 1/2 + 12,500 円	
		40,001～70,000 円	B × 1/4 + 17,500 円	50,001～100,000 円	B × 1/4 + 25,000 円	
		70,001 円～	35,000 円	100,000 円～	50,000 円	
		要件①から③それぞれ計算した額の合計額が控除額になります。（最高 70,000 円（所得税法上は、120,000 円）） （１）と（２）両方適用を受ける場合は、合計額が控除額になります。（最高 28,000 円(所得税法上は、40,000 円)）				
		地震保険料控除	前年中に地震保険契約又は長期損害保険契約に係る保険料を支払った方	①支払った保険料が地震保険料のみの場合		
支払保険料 A	控除額			支払保険料	控除額	
～50,000 円	A × 1/2			～50,000 円	全額	
50,001 円～	25,000 円			50,001 円～	50,000 円	
②支払った保険料が長期損害保険料のみの場合						
支払保険料 B	控除額			支払保険料	控除額	
～5,000 円	全額			～10,000 円	全額	
5,001～15,000 円	B × 1/2 + 2,500 円			10,001～20,000 円	B × 1/2 + 5000 円	
15,001 円～	10,000 円			20,001 円～	15,000 円	
支払った保険料が①②両方の場合、①と②で算定した額の合計額(最高 25,000 円（所得税上は 50,000 円）)						
社会保険料控除	前年中に社会保険料を支払った方	支払った保険料全額			国民年金・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料など	
小規模企業等掛金控除	前年中に小規模企業共済等掛金を支払った方	支払った掛金全額			小規模企業共済等掛金・確定拠出年金法の個人型年金加入者掛け金・心身障害者扶養共済制度掛金など	

種類	要件	所得控除額		所得税法上の所得控除額（参考）		備考
医療費控除	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った方	(支払総医療費－保険等により補てんされた額)－ 				

※太枠内が、町県民税の算定に用いる数字になります。